

V 全国の事例に学ぶワークシート

処分事由	交通事故	体罰	わいせつ行為等	個人情報の不適切な取扱い	その他	合計
懲戒処分者数	286 (29.5%)	176 (18.2%)	167 (17.3%)	41 (4.2%)	298 (25.5%)	968 (75)
訓告等を含めた総数	3,225 (29.8%)	2,253 (20.8%)	186 (1.7%)	382 (3.5%)	4,781 (44.2%)	10,827 (1,944)

* 「平成24年度 教育職員に係る懲戒処分等の状況について」(平成25年12月文部科学省報道発表)

* () は、割合。合計の欄は非違行為を行った所属職員に対する監督責任を問われ懲戒処分等を受けた者の数で外数

上の表は、平成24年度中に全国の都道府県・指定都市教育委員会が、教育職員（公立の小学校，中学校，高等学校，中等教育学校，特別支援学校）に対して行った懲戒処分等の状況について、文部科学省が調査結果を公表したものです。

次からは、ここ数年に新聞報道された事例を紹介します。その事例について、「問題はどこにあったか」「事例から学ぶこと・対策」の2点について考えてください。まじめに日々の教育活動に取り組んでいる多くの方々には「こんなことは、その人個人に問題があって関係ないことだ」と思われる事例が多いですが、そこに「リスクの芽」が存在します。「もしかしたら私も・・・。」という意識を持って、もう一度、自分自身のコンプライアンス意識を見直してみましよう。

事例1 (体罰)

● 市立中学校の特別支援学級に通う難聴の姉妹が、担任の男性教諭からシャープペンシルで突かれたり、叩かれたりするなどの体罰を受けていたことが分かった。男性教諭は懲戒処分を受け、生徒と保護者に謝罪し、依願退職した。「学力を上げたいという思いがあった」と事実関係を認めている。その3か月後、男性教諭は傷害の疑いで逮捕された。

問題はどこにあったか？

この事例から学ぶこと・対策を考えましよう。

事例 2 (体罰)

● 県立高校 3 年の男子生徒が、男性教諭から顔を叩かれるなどの体罰を受け、鬱病を発症したとして、県を相手取り、402 万円の損害賠償を起こした。男性教諭は、文化祭の準備中に態度が悪いと左ほほを 1 回平手打ちし、男子生徒は歯が欠けてストレス性鬱病と診断され、1 か月間自宅療養した。教諭は懲戒処分を受け、傷害罪で罰金 50 万円の判決を受けていた。男性教諭は他にも体罰を繰り返していた。

問題はどこにあったか？

この事例から学ぶこと・対策を考えましょう。

(参考) 全国の事例の解答例

事例1(体罰) の記入例

問題はどこにあったか？

- ・ 障害の特性をよく理解し, 個々に応じたきめ細やかな学習指導をするべきであった。
- ・ 体罰は萎縮させるだけで, 学力向上にはつながらない。
- ・ 特別支援学級の担任には, 専門知識を有し, 特別支援教育に意欲を持った教諭を配置すべきであった。 など

この事例から学ぶこと・対策を考えましょう。

- ・ 校内研修により, 全教員が障害の特性への理解を深め, 支援を要する児童・生徒の学習指導・生活指導に自信をもって臨めるようにする。
- ・ 学年や学校全体で支援学級の情報を共有して, 組織で指導する体制を整える。 など

事例2(体罰) の記入例

問題はどこにあったか？

- ・ いかなる場合においても体罰は許されないことを認識していない。
- ・ 男子生徒の1ヶ月間の自宅療養期間に, 学校が一体となって適切な対応ができていたのかが疑問である。
- ・ 体罰を繰り返していたことから, それまでの指導や研修等が問われる。
- ・ 体罰を容認する学校の雰囲気があったのではないかと疑われる。 など

この事例から学ぶこと・対策を考えましょう。

- ・ 体罰は決して行ってはならず, 犯罪であるという認識を徹底する。
- ・ 「問題行動を起こす児童生徒に対する指導について」(H19年 文部科学省通知・別紙)を活用した校内研修を行う。
- ・ 「生徒指導提要」(H22 文部科学省)を有効活用し, 校内における生徒指導体制の点検及び改善を行う。
- ・ 指導の改善や授業の工夫など, 教育専門職として常に研鑽に励む。 など